

千葉県告示第151号

千葉県都市公園条例（昭和34年千葉県条例第20号）第32条第4項の規定により有料公園施設等の指定管理者を次のとおり指定したので、同条第6項の規定により告示します。

令和3年3月11日

千葉市長職務代理者

千葉市副市長 鈴木 達也

施設の名称	指定管理者	指定期間
千葉県都市緑化植物園	株式会社日比谷アメニス東関 東支店 支店長 篠原 誠 千葉県稲毛区轟町5丁目7番 32号	令和3年4月1日 から 令和8年3月31日 まで